

別表第1(第2条、第3条、第5条関係)

区分	生活関連施設	特定生活関連施設
建築物	<p>1 社会福祉施設</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設</p> <p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設</p> <p>(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設</p> <p>(5) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(6) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の2第3項及び第4項に規定する事業を行う施設、同法第5条の3に規定する老人福祉施設並びに同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(7) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第39条第1項に規定する母子福祉施設</p> <p>(8) 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第2項に規定する母子健康センター</p> <p>(9) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(10) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第12項に規定する障害者支援施設</p> <p>(11) (1)から(10)までに掲げる施設に類するもの</p>	すべてのもの
	<p>2 医療施設</p> <p>医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所</p>	すべてのもの
	<p>3 官公庁舎</p> <p>国、地方公共団体及び第13条各号に掲げる者が設置する施設で多数の者の利用に供するもの</p>	すべてのもの
	<p>4 教育文化施設</p> <p>(1) 学校等</p> <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校</p> <p>イ 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所</p> <p>ウ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第1項各号に掲げる施設</p> <p>(2) 図書館等</p> <p>ア 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</p> <p>イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第29条に規定する博物館に相当する施設そ</p>	すべてのもの

<p>その他これらに類する施設</p> <p>(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館</p>	
<p>5 建築基準法第2条第2号に規定する集会場及び同法別表第1に規定する公会堂（以下「集会場等」という。）</p>	すべてのもの
<p>6 公益事業の店舗</p> <p>(1) ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項に規定する一般ガス事業者の店舗</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者の店舗</p> <p>(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者の店舗</p>	すべてのもの
<p>7 銀行等の店舗</p> <p>(1) 農林中央金庫法（平成13年法律第93号）による農林中央金庫の店舗</p> <p>(2) 商工組合中央金庫法（昭和11年法律第14号）による商工組合中央金庫の店舗</p> <p>(3) 日本銀行法（平成9年法律第89号）による日本銀行の支店</p> <p>(4) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）による農業協同組合及び農業協同組合連合会の店舗（同法第10条第1項第1号及び第2号に規定する事業を行うものに限る。）</p> <p>(5) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者の店舗</p> <p>(6) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合の店舗（同法第11条第1項第1号及び第2号に規定する事業を行うものに限る。）</p> <p>(7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合の店舗</p> <p>(8) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫の店舗</p> <p>(9) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫の店舗</p> <p>(10) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）による労働金庫の店舗</p> <p>(11) 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行の店舗</p> <p>(12) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者の店舗</p>	すべてのもの
<p>8 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗（以下「物販店」という。）</p>	床面積の合計が200平方メートル以上のもの
<p>9 飲食店</p>	床面積の合計が200平方メートル以上のもの
<p>10 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋の店舗、クリーニング取次店、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者の店舗、旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第1項に規定す</p>	床面積の合計が100平方メートル以上のもの

る旅行業を営む者の店舗、貸衣装屋、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2第3項に規定する理容所、美容師法（昭和32年法律第163号）第2条第3項に規定する美容所その他これらに類するサービス業を営む店舗（以下「サービス業の店舗」という。）	
11 次に掲げる施設（以下「公共交通機関の施設」という。）のうち建築物であるもの (1) 軌道法施行規則第9条第1項第11号に規定する停留場 (2) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港内の船舶離発着施設 (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第7号に規定する旅客施設 (4) 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港 (5) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル	すべてのもの
12 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場のうち建築物であるもの（駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により建設大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。以下「自動車車庫」という。）	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの
13 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の施設（以下「ホテル等」という。）	床面積の合計が500平方メートル以上のもの
14 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
15 劇場、映画館、演芸場、観覧場及び遊技場（以下「劇場等」という。）	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
16 展示場	床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
17 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場（以下「公衆浴場」という。）	床面積の合計が500平方メートル以上のもの
18 公衆便所（他の用途の施設の附属施設であるものを除く。）	すべてのもの
19 1から18までに掲げる施設のうち2以上の施設が複合して構成された建築物（各施設が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
20 共同住宅又は寄宿舍（戸数が25戸以上のものに限る。）の共	共同住宅又は寄宿舍

	用部分（以下「共同住宅等」という。）	の戸数が51戸以上のもの又は床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
	21 事務所（3に掲げるものを除く。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの
	22 工場	床面積の合計が3,000平方メートル以上のもの
道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)	すべてのもの
公園等	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設である児童遊園 2 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 3 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 4 博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設である動物園又は植物園 	すべてのもの
公共交通機関の施設	公共交通機関の施設のうち建築物以外のもの	すべてのもの
路外駐車場	駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く。)のうち建築物以外のもの	駐車場法第12条の規定による届出をしなければならないもの